

【序】 都市計画マスタープランの 役割と構成

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川

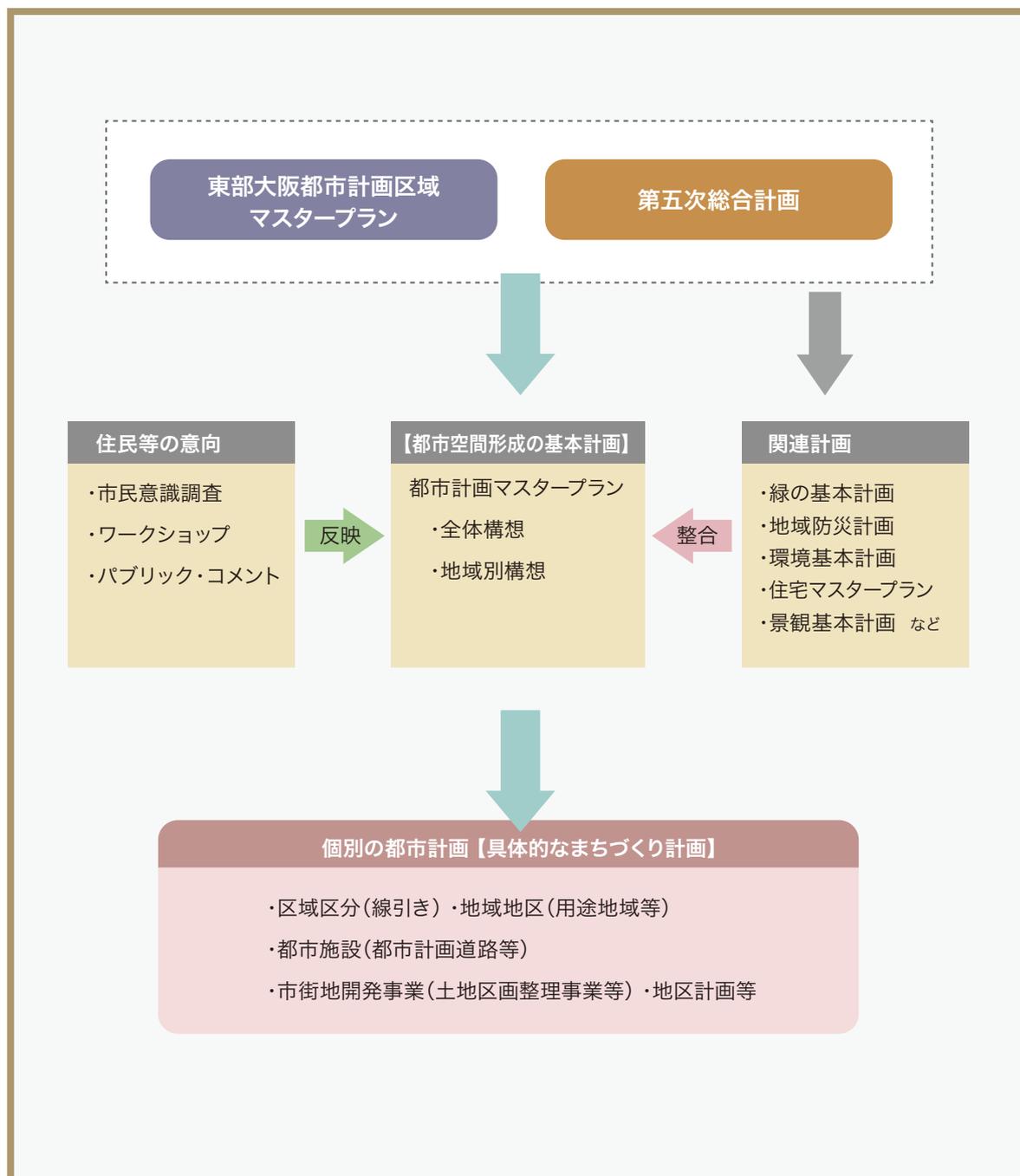


1 都市計画マスタープランの役割	8
2 都市計画マスタープラン改定の背景	9
3 都市計画マスタープランの構成	10
4 都市計画マスタープランの目標年度と位置づけ	10

都市計画マスタープランの役割と構成

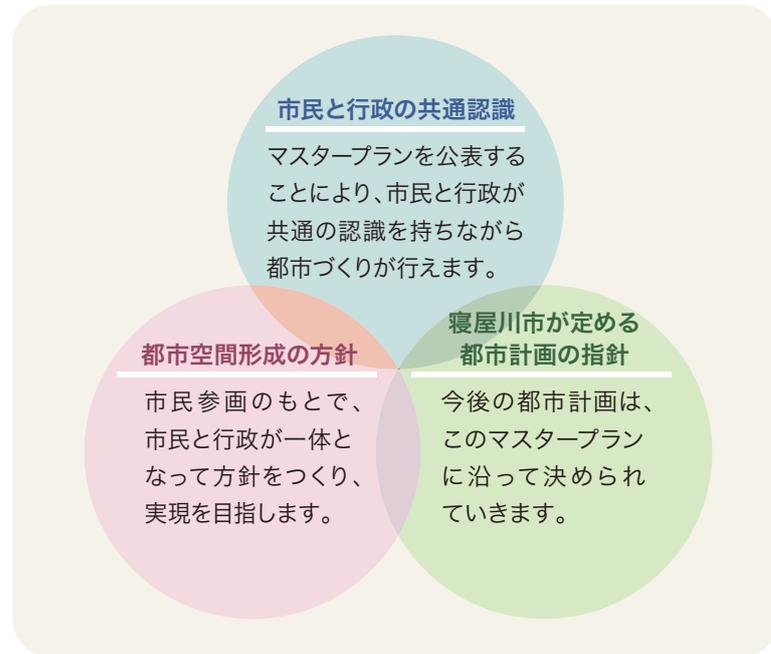
1 都市計画マスタープランの役割

寝屋川市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2に示されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、第五次寝屋川市総合計画（以下、「第五次総合計画」という。）において示された本市の将来都市像の実現に向け、都市空間形成におけるまちづくりの方向とその実現方策を示すものです。



また、都市計画マスタープランは、次のような役割を担うものです。

- ◆市民と行政の共通認識
- ◆都市空間形成の方針
- ◆寝屋川市が定める都市計画の指針



2 都市計画マスタープラン改定の背景

近年、わが国の少子高齢化の進展は著しく、今後も全国的な人口減少が予測される中で、平成18年には大阪府都市計画審議会から「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」の答申を受けるなど、まちづくりの考え方においても、これまでの成長によって得た豊かさを維持しながら質的充実を図り、質の高い都市空間・都市ストックの必要性が求められるなど、量的拡大から質的充実へと大きく移行し、まさしく成熟社会としてのまちづくりが求められています。

また、近年におけるまちづくり三法の改正や景観法の制定など、まちづくりをとりまく新たな法整備がなされるとともに、都市計画道路等の見直しや都市計画区域の再編（広域化）など、都市計画の考え方にも大きな変化が生じてきています。

本市においては、平成9年4月に策定した前寝屋川市都市計画マスタープラン（以下、「前都市計画マスタープラン」という。）の策定から概ね10年が経過するとともに、第二京阪道路の開通や鉄道駅を中心としたまちづくりが行われるなど、これまで着実に都市空間形成を推進してきました。

このような現状を踏まえるとともに、平成23年3月に策定した第五次総合計画に基づき、ゆとり・にぎわい・うるおいある都市空間の創造を目指し、地域特性を活かした計画的なまちづくりを進めるため、前都市計画マスタープランの改定を行うものです。

3 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、次の2編で構成します。

(1) 全体構想編

第五次総合計画において示された本市の将来都市像の実現に向け、市域全体のまちづくりの方向を示します。

また、都市計画によるまちづくりに係る各種施策の展開方向を示します。

(2) 地域別構想編

日常生活圏域などをもとに、市域を6つの地域に分け、それぞれの地域が有する特性や市民のまちづくりへの意向を踏まえながら、全体構想に基づくまちづくりにおける役割や目指すべき方向を示します。

4 都市計画マスタープランの目標年度と位置づけ

都市計画マスタープランの目標年度は、第五次総合計画と同様に、概ね10年後の平成32年度とします。

また、概ね20年後の長期的な都市空間形成の方向性を見極めながら、第五次総合計画に基づき、今後10年間ににおける短・中期的な都市空間形成の展開方向を示していくこととします。

